

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 自賠責保険料の損金算入時期

Q: 当社では、先月、社用車を購入し自賠責保険料を支払いましたが、保険期間は3年です。保険料全額を一括して損金算入してよいのでしょうか。

A: 每期継続して支出時の損金に一括計上している場合には、その処理が認められるようです。

### 【解説】

「短期前払費用」の取扱いでは、前払費用のうち、その提供される役務が支払日から1年を超える場合には、期間対応の費用としての経理処理が要求されますから、3年分の自賠責保険の保険料を支払った場合には、未経過期間に対応する保険料は前払処理が必要とも考えられます。

しかし、自賠責保険契約は、その締結が強制されていることから、その契約に係る保険料は一種の租税公課とも考えられます。また、その契約にかかる保険料の支払いがなければ車検を受けることができないことから、その保険料は車検費用の一部とも考えられます。

したがって、自賠責保険料は一般の損害保険料とその性格が異なり、保険期間も最長3年であり、かつ、保険料も少額であることから、強いて期間対応して損金算入しなければならないものとは考えられないため、継続して支出時の損金としている場合には、その経理処理が認められるものと思われれます。

その他、自動車税、自動車取得税、重量税、車検費用なども納付日等において、一括損金とすることができます。

